

労災保険

療養(補償)給付 の請求手続



労働者が、業務または通勤が原因で負傷したり、病気にかかって療養を必要とするとき、療養補償給付（業務災害の場合）または療養給付（通勤災害の場合）が支給されます。

療養(補償)給付には、「療養の給付」と「療養の費用の支給」とがあります。

給付の内容

- 「療養の給付」は、労災病院や労災保険指定医療機関・薬局等（以下「指定医療機関等」といいます）で、無料で治療や薬剤の支給などを受けられます（これを現物給付といえます）。
- 「療養の費用の支給」は、近くに指定医療機関等がないなどの理由で、指定医療機関等以外の医療機関や薬局等で療養を受けた場合に、その療養にかかった費用を支給する現金給付です。

給付の対象となる療養の範囲や期間はどちらも同じです。

療養（補償）給付は、治療費、入院料、移送費など通常療養のために必要なものが含まれ、傷病が治癒（症状固定）するまで行われます。

※「治癒」とは

療養(補償)給付は、傷病が治癒するまで行われますが、労災保険における「治癒」とは、身体の諸器官・組織が健康時の状態に完全に回復した状態のみをいうものではなく、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療(注1)を行ってもその医療効果が期待できなくなった状態(注2)（「症状固定」の状態）をいいます。

したがって、「傷病の症状が、投薬・理学療法等の治療により一時的な回復がみられるにすぎない場合」など症状が残存している場合であっても、医療効果が期待できないと判断される場合には、労災保険では「治癒」(症状固定)として、療養(補償)給付を支給しないこととなっています。

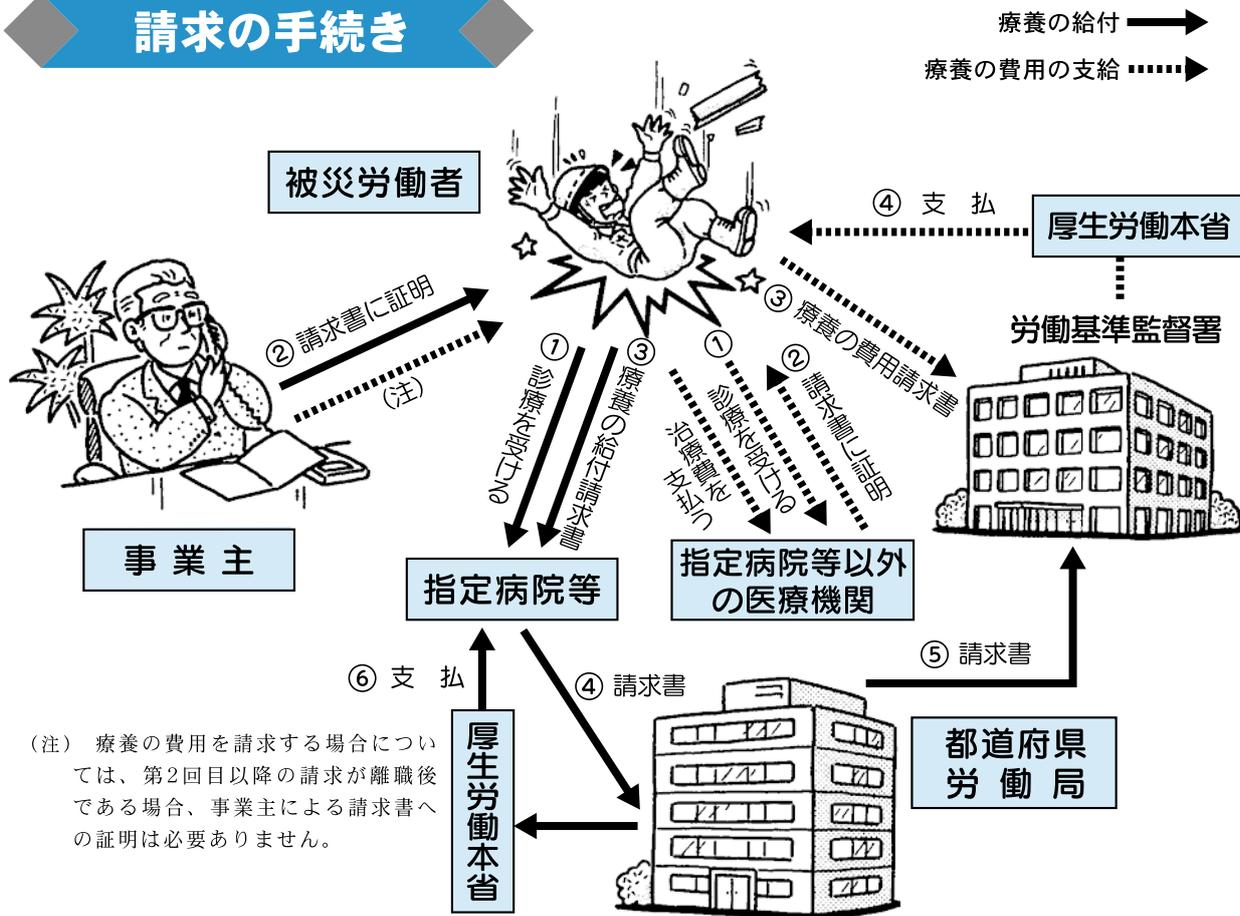
なお、せき髄損傷、頭頸部外傷症候群等、慢性肝炎などの傷病にり患した方に対しては「治癒」(症状固定)後においても後遺症状が変化したり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあるので予防その他の保健上の措置として診察、保健指導、保健のための薬剤の支給などを行う「アフターケア」を実施しています。

このアフターケアは、都道府県労働局長が交付する「健康管理手帳」を労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、多くの労災保険指定医療機関に提示することにより、無料で受けることができます。

(注1) 「医学上一般に認められた医療」とは、労災保険の療養の範囲（基本的には、健康保険に準拠しています）として認められたものをいいます。したがって、実験段階または研究的過程にあるような治療方法は、ここにいう医療には含まれません。

(注2) 「医療効果が期待できなくなった状態」とは、その傷病の症状の回復・改善が期待できなくなった状態をいいます。

請求の手続き



●療養の給付を請求する場合

療養を受けている指定医療機関等を経由して、所轄の労働基準監督署長に、「療養補償給付たる療養の給付請求書」(様式第5号)または「療養給付たる療養の給付請求書」(様式第16号の3)を提出してください。

●療養の費用を請求する場合

所轄の労働基準監督署長に、「療養補償給付たる療養の費用請求書」(様式第7号)または「療養給付たる療養の費用請求書」(様式第16号の5)を提出してください。

なお、薬局から薬剤の支給を受けた場合には様式第7号(第16号の5)(2)を、柔道整復師から手当を受けた場合には様式第7号(第16号の5)(3)を、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師から手当を受けた場合には様式第7号(第16号の5)(4)を、訪問看護事業者から訪問看護を受けた場合には様式第7号(第16号の5)(5)を、提出してください。

●指定医療機関等を変更するとき

すでに指定医療機関等で療養の給付を受けている方が、帰郷などの理由で他の指定医療機関等に変更するときは、変更後の指定医療機関等を経由して所轄の労働基準監督署長に、「療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届」(様式第6号)または「療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届」(様式第16号の4)を提出してください。

●提出に当たって必要な添付書類

請 求 書	添 付 書 類
様式第7号（第16の5）	看護・移送等に要した費用がある場合には、その費用についての明細書と看護・移送等をした者の請求書または領収書
様式第7号（第16の5）(4)	(1) マッサージの施術を受けた場合 初療の日及び初療の日から6か月を経過した日並びに6か月を経過した日以降3か月ごとの請求書に、医師の診断書を添付してください。 (2) はり・きゅうの施術を受けた場合 初療の日及び初療の日から6か月を経過した日並びに6か月を経過した日以降3か月ごとの請求書に、医師の診断書を添付してください。

※この他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

通院費について

通院費については、被災労働者の居住地または勤務先から、原則、片道2km以上（注1）の通院であって、次の①から③のいずれかに該当する場合に支給対象となります。

- ① 同一市町村内の適切な医療機関（注2）へ通院したとき。
- ② 同一市町村内に適切な医療機関がないため、隣接する市町村内の医療機関へ通院したとき（同一市町村内に適切な医療機関があっても、隣接する市町村内の医療機関の方が通院しやすいとき等も含まれます）。
- ③ 同一市町村内にも隣接する市町村内にも適切な医療機関がないため、それらの市町村を超えた最寄りの医療機関へ通院したとき。

（注1）片道2Km未満であっても、通院費の支給対象となる場合があります。

（注2）適切な医療機関とは、傷病の診療に適した医療機関をいいます。

請求に関する時効

療養の給付については現物給付であることから、請求権の時効は問題とはなりません。療養の費用は、費用の支出が確定した日の翌日から2年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

療養の給付請求書記入例

■ 様式第5号(表面) 労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の給付請求書

裏面に記載してある注意事項をよく読んで、記入してください。

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 ニ

アイウエオカキクケ コサシスセソタチツテト ナニ

ネノハヒフヘホ マミムメモヤユヨ ラリルレロ ワン

通勤災害の場合は様式第16号の3

標準字体で記入してください。

※印の欄は記入しないでください。(欄目も記入しません)

折り返す場合には(4)の所を谷に折りさらに2つ折り返してください。

(この欄は記入しないでください)

① 帳票種別 ①管轄局署 ②業通別 ③保留 ④受付年月日

⑤労働保険番号 ⑥性別 ⑦支給・不支給決定年月日

⑧性別 ⑨労働者の生年月日 ⑩負傷又は発病年月日 ⑪時定年月日

⑫シメイ(カタカナ) ⑬三者 ⑭特別加入

⑮氏名 ⑯労働者 ⑰負傷又は発病の時刻

⑱災害の原因及び発生状況 (あ)どのような場所で(い)どのような作業を(う)どのような負傷又は発病に(え)どのような不安定又は有害な状態があった(お)どのような災害が発生したか(か)⑩と初診日が異なる場合は理由を詳細に記入すること

⑲指定病院等の名称 ⑳傷部の部位及び状態

㉑事業の名称 ㉒事業場の所在地

㉓事業主の氏名 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

㉔労働者の所属事業場の名称・所在地 (注意) 1 労働者の所属事業場の名称・所在地については、労働者が直接所属する事業場一括適用の取扱いを受けている場合に、労働者が直接所属する支店、工事現場等を記載してください。 2 派遣労働者については、療養補償給付のみの請求がなされる場合においては、派遣元事業主は、派遣元事業主が証明する事項の記載内容が事実と相違ない旨裏面に記載してください。

上記により療養補償給付たる療養の給付を請求します。

川崎南労働基準監督署長 殿

請求人の 氏名 厚労太郎

署長 副署長 課長 係長 係

調査年月日 復命書番号

不支給決定決議書

不支給の理由

②どのような場所で、①どのような作業をしているときに、③どのような物または環境に、④どのような不安定または有害な状態があって、⑤どのような災害が発生したかをわかりやすく記入してください。負傷又は発病年月日と初診日が異なる場合はその理由も記入してください。

職種はなるべく具体的に、作業内容がわかるように記入してください。

⑥どのような場所で、①どのような作業をしているときに、③どのような物または環境に、④どのような不安定または有害な状態があって、⑤どのような災害が発生したかをわかりやすく記入してください。負傷又は発病年月日と初診日が異なる場合はその理由も記入してください。

事業主の証明が必要です。支店長等が事業主の代理人として選任されている場合、当該支店長等の証明を受けてください。

直接所属している事業場が上欄の事業場と異なる(一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等)場合に記入します。

自筆による署名の場合には、押印は必要ありません。

直接所属している事業場を管轄している労働基準監督署名を記入します。

派遣労働者について、療養補償給付のみの請求がなされる場合には、派遣元事業主が証明する事項の記載内容が事実と相違ない旨裏面に記載してください。

通勤災害の場合

様式第16号の3 (裏面)

通勤災害に関する事項

(イ) 災害時の通勤の種類 (該当する記号を記入)	イ、住居から就業の場所へへの移動 ロ、就業の場所から住居への移動 ハ、就業の場所から他の就業の場所への移動 ニ、イに先行する住居間の移動 ホ、ロに後続する住居間の移動	1
(ロ) 負傷又は発病の年月日及び時刻	30年 6月 17日 午後 8時 45分頃	
(ハ) 災害発生場所	飯田市桜町〇丁目 桜町銀行本店前市道	(ニ) 就業の場所 飯田市桜町〇丁目
(ホ) 就業開始の予定年月日及び時刻 (災害時の通勤の種類がイ、ハ又はニに該当する場合は記載すること)	30年 6月 17日 午後 9時 00分頃	
(ヘ) 住居を離れた年月日及び時刻 (災害時の通勤の種類がイ、ニ又はホに該当する場合は記載すること)	30年 6月 17日 午後 8時 00分頃	
(ト) 就業終了の年月日及び時刻 (災害時の通勤の種類がロ、ハ又はホに該当する場合は記載すること)	年月日 午前 時 分頃	
(チ) 就業の場所を離れた年月日及び時刻 (災害時の通勤の種類がロ又はハに該当する場合は記載すること)	年月日 午前 時 分頃	
(イ) 災害時の通勤の種類に関する移動の通常経路、方法及び所要時間並びに災害発生日に住居又は就業の場所から災害発生場所に至った経路、方法、所要時間その他の状況	<p>通常の通勤所要時間 時間 50分</p>	
(ヌ) 災害の原因及び発生状況	JR桜町駅から会社まで徒歩で出勤中、桜町〇丁目桜町銀行本店前の市道で道路の縁石につまずき、転倒し、左手首を骨折した。	
(イ) 住所	飯田市桜町〇〇	
(ハ) 現認者の氏名	〇〇とせ	電話(000)000-0000
(イ) 転任の事実の有無 (災害時の通勤の種類がロ又はハに該当する場合)	有・無	(ロ) 転任直前の住居に係る住所

通勤災害の場合に記載します。

災害時の通勤の種類について、該当する記号を記入してください。

通勤の種類により、記入項目が異なります。

災害時の通勤の種類に関する移動の通常経路、方法、所要時間と、災害発生日に住居または就業の場所から災害発生場所に至った経路、方法、所要時間をわかりやすく記入してください。

どのような場所で、どのような状態で、どのようにして災害が発生したかを、わかりやすく記入してください。負傷又は発病の年月日と初診日が異なる場合はその理由も記入してください。

災害発生的事実を確認した方の氏名を記入してください。該当者がいない場合は、災害発生を受けた事業場の方の職名、氏名を記入してください。

【項目記入にあたっての注意事項】

- 記入すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には当該事項を○で囲んでください。(ただし、⑧欄並びに⑨及び⑩欄の元号については該当番号を記入枠に記入してください。)
- 傷病年金の受給権者が当該傷病にかかる療養の給付を請求する場合には、⑤労働保険番号欄に左語で年金証書番号を記入してください。また、⑨及び⑩は記入しないでください。
- ⑧は、請求人が健康保険の日雇特例被保険者でない場合には記載する必要はありません。
- (ホ)は、災害時の通勤の種類がハの場合には、移動の終点たる就業の場所における就業開始の予定時刻を、二の場合には、後続するイの移動の終点たる就業の場所における就業開始の予定の年月日及び時刻を記載してください。
- (ト)は、災害時の通勤の種類がロの場合には、移動の起点たる就業の場所における就業終了の年月日及び時刻を、ホの場合には、先行するロの移動の起点たる就業の場所における就業終了の年月日及び時刻を記載してください。
- (チ)は、災害時の通勤の種類がハの場合には、移動の起点たる就業の場所を離れた年月日及び時刻を記載してください。
- (リ)は、通常の通勤の経路を図示し、災害発生場所及び災害発生の日に住居又は就業の場所から災害発生場所に至った経路を朱線等を用いてわかりやすく記載するとともに、その他の事項についてもできるだけ詳細に記載してください。
- 「事業者の氏名」の欄及び「請求人の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができます。

【標準字体記入にあたっての注意事項】

□□□で表示された記入枠に記入する文字は、光学式文字読取装置で直接読取りを行いますので、以下の注意事項に従って、表面の右上に示す標準字体で記入してください。

- 筆記用具は黒ボールペンを使用し、記入枠からはみださないように書いてください。
- 筆記「よう音」などは大きく書き、濁点、半濁点は1文字として書いてください。
(例) キツテ → キョ → バ →
- は斜の弧を書きはじめるとき、小さくカギをつけてください。
- はカギをつけないで垂直に、 の2本の縦線は上で閉じないで書いてください。

派遣先事業主 証明欄	派遣元事業主が証明する事項(表面の⑧並びに(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ト)、(チ)、(リ)(通常の通勤の経路及び方法に限る。)及び(フ)の記載内容について事実と相違ないことを証明します。)	事業の名称	電話() -
	年月日	事業場の所在地	〒 -
	事業主の氏名		印
	(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)		

表面の記入枠を訂正したときの訂正印欄	削字印 加字	社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
				Ⓢ () -	

療養の費用請求書記入例

様式第7号 (1) (表面) 労働者災害補償保険
業務災害用 第 回
 療養補償給付たる療養の費用請求書 (同一傷病分)

標準字体	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
アイウエオカキクケコサ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ノ	ハ
ネ	ホ	ヘ	ホ	マ	ミ	ム	モ	ユ	ヨ	ラ	リ	ロ	ワ

① 管轄局番 ② 業通別 ③ 受付年月日 ④ 三者コード ⑤ 委任未支給 ⑥ 特別加入者 ⑦ 審査コード
 ※ 34260 1 業 1 自 1 委任 3 未支給 5 未定

(注意) 三、記入枠の部分は、必ず黒いボールペンを使用し、様式右側に記載された標準字体にならなくてはならないように記入してください。また、必要に応じて、①及び②の欄の番号を記入して記入してください。

③ 労働保険番号 40107603451000
 ④ 管轄局種別 西暦年 番号
 ⑤ 労働者の性別 ⑥ 労働者の生年月日 ⑦ 負傷又は発症年月日
 ⑧ 労働者の氏名 ⑨ 労働者の住所
 氏名 労働 一郎 職種 配管作業
 住所 100-8916 千代田区霞ヶ関 1-2-2

⑩ 療養の内容 (イ) 期間 30年7月18日 から 30年7月30日まで 13日間 診療実日数 6日
 (ロ) 傷病の部位及び傷病名 右膝内側靭帯損傷
 (ハ) 傷病の経過の概要 右痛みを訴える 漸次軽快
 (ニ) 療養の内訳及び金額 (内訳裏面のとおり)

⑪ 療養に要した費用の額 (合計) 35000
 ⑫ 療養の費用の種類 ⑬ 療養期間の初日 ⑭ 療養期間の末日 ⑮ 診療実日数 ⑯ 転送事由
 ※ 1 診療費 2 看護料 3 移送費 4 診察料 5 診察書

通勤災害の場合は様式第16号の5(1)

事故の発生日または発病の日を正確に記入してください。

銀行等に振込みを希望する場合は、請求人本人の口座番号を記入してください。

●ゆうちょ銀行口座(記号・番号)を指定する場合は、通常記号は5桁、番号は8桁となっていますが、番号が8桁未満の場合は、頭に0を加えて8桁としてください。

(例) 番号が1234561の場合、01234561となります。

記号(5桁) 番号(8桁)
 11234561
 [0]を加えてください。

※記号と番号の間に1桁の数字がある場合は、その1桁の数字は、記載する必要はありません。
 ※預金の種類は「1」としてください。

事業主の証明が必要です。支店長等が事業主の代理人として選任されている場合、当該支店長等の証明を受けてください。ただし、第2回目以降の請求で離職後である場合には、必要ありません。

最終の投薬期間も算入してください。

診療を行った医師または歯科医師の証明を受けてください。

付添看護人を必要とした場合の費用または病院等が遠距離の場合の移送に要した費用などを記入します。この場合は、要した費用の請求書または領収書などを添えなければなりません。

自筆による署名の場合には、押印は必要ありません。

※印の欄は記入しないでください。(職員が記入します) 裏面の注意事項を読んでから記入してください。折曲げの場合は、この所を折らずに折り曲げて下さい。

30年8月2日 請求人の 労働 一郎
 北九州労働基準監督署長 殿

指定医療機関等を変更するとき

様式第6号 (表面)

労働者災害補償保険

療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等 (変更) 届

通勤災害の場合は様式第16号の4

渋谷 労働基準監督署長 殿

30年 8月 9日

△ △ (病院) 診療所 薬局 訪問看護事業者 経由

〒 100-8916

電話 (00) 0000-0000

住所 千代田区霞ヶ関1-2-2

届出人の

氏名 厚労 太郎

方 (厚労)

下記により療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等を (変更するので) 届けます。

① 労働保険番号		③ 氏名 厚労 太郎 (男・女)	④ 負傷又は発病年月日
府県	所掌 管轄 基幹番号 枝番号		30年 7月 4日
13	107987654000	生年月日 昭和〇〇年 11月 10日 (〇〇歳)	前 4時00分頃
② 年金証書の番号		住 所 千代田区霞ヶ関1-2-2	
管轄局 種別 西暦年 番号		職 種 プレス工	
⑤ 災害の原因及び発生状況 (あ) どのような場所 (い) どのような作業をしているときに (う) どのような物又は環境 (え) どのような不安な状態が有って (お) どのような災害が発生したかを簡明に記載すること			
プレス工場において材料(重ねた鉄板、重量約70kg)を同僚と2人で運搬し、プレス機の前の床におろす際、あやまって手をすべらせて、持っていた鉄板とコンクリートの床面との間に左手第2・3指をはさまれて負傷したもの。			
③の者については、④及び⑤に記載したとおりであることを証明します。			
30年 8月 8日		事業の名称 〇〇工業株式会社	
		〒 167-XXXX 電話 (00) 0000-0000	
		事業場の所在地 杉並区井草〇-〇	
		事業主の氏名 代表取締役 〇〇良助	
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)			
⑥ 指定病院等の変更	変更前の名称	〇〇北病院	[労災指定医番号]
	変更前の所在地	杉並区井草〇-〇-〇	〒〇〇〇-XXXX
	変更後の名称	△△病院	
	変更後の所在地	渋谷区代々木〇-〇	〒〇〇〇-XXXX
	変更理由	通院療養のため、自宅からの距離が短い病院にかえたため。	
⑦ 傷病補償年金の支給を受けることとなった後に療養の給付を受けようとする指定病院等の	名称		
	所在地		〒 -
⑧ 傷 病 名	左手示指基節骨々折、左手中指挫傷		

事故の発生日時または発病の日を正確に記入してください。

自筆による署名の場合には、押印は必要ありません。

職種はなるべく具体的に、作業内容がわかるように記入してください。

⑤どのような場所で、①どのような作業をしているときに、②どのような物または環境に、③どのような不安な状態が有って、④どのような災害が発生したかをわかりやすく記入してください。

事業主の証明が必要です。支店長等が事業主の代理人として選任されている場合、当該支店長等の証明を受けてください。ただし、離職後に届ける場合には、必要ありません。

傷病補償年金の支給を受けることとなった後に療養の給付を受けようとする指定病院等を記入してください。

請求書は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rouesaihoken06/>)

トップページ「分野別の情報」雇用・労働＞労働基準＞労災補償＞労災保険給付関係請求書等ダウンロード